

意見書案第4号

免税軽油制度の継続を求める意見書について

免税軽油制度の継続を求めるために、別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年12月19日提出

総務文教厚生委員会  
委員長 丸山忠男

## 免税軽油制度の継続を求める意見書

冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展をはじめ、当市の主要産業である農業経営等に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって平成30年3月末で廃止される状況にある。

スキー場産業では索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が、一方の農業では耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械等の農業用機械で道路を走行しない機械燃料等の軽油が申請によって免税されてきた。

この制度を継続することにより、冬季観光産業や農業などを含めた地域経済全体の好循環に寄与しているが、この制度がなくなれば、スキー・スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるだけでなく、農業などを含めた地域経済全体にとっても計り知れない悪影響を与えることになる。

よって、国においては、これらの実情を深く理解され、免税軽油制度の継続に特段の配慮がなされるとともに、恒久的な制度となるよう検討されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

福井県勝山市議会